

# 専門医制度整備指針の改訂等に 関する都道府県の主な意見(案)

# 専門医制度整備指針の改訂等に関する都道府県の主な意見

## 都道府県への協議

昨年11月8日に開催された医師専門研修部会で日本専門医機構から提示された専門医制度整備指針(第三版)の改訂案及び整備指針の改訂案及びサブスペシャリティ領域専門研修細則(案)について、都道府県に対して協議(医師法第16条の8及び9)を行ったところ以下のような意見が示された。

## ○地域医療への影響に関すること

- ・ サブスペシャリティ領域の乱立は、専攻医の負担が大きいきばかりでなく、多くの専門分化した医師を必要とすることとなり、地域医療維持の観点からマイナスである
- ・ 連動研修の実施やサブスペシャリティ領域の設定により、症例数が限られ、指導医が少ない地方においても専門医が取得できるような仕組みとし、中山間地域等で勤務する医師が不足することがないようにすること
- ・ サブスペシャリティ専門医制度の並行(連動)研修が認められなくなると、2階建ての専門医取得をさらに遅らせるものであることから、内科志望の医師の減少を助長すると思われ、地域医療の中心になるはずの内科医が地域に送れなくなってしまうのではないか
- ・ 卒業後に一定期間、都道府県内で就業することが義務となる地域枠医師等については、サブスペシャリティ領域専門研修においても、地域医療の確保や医師偏在対策に対して逆行することのないような対策を実施すべきである
- ・ 最近増加してきている女性医師のライフワークバランスを考えると、サブスペを認めると一人前になるのが遅くなり、将来地域医療を守る中心的存在である内科系医師が不足することになると懸念される

## ○サブスペシャリティ領域の研修方略(プログラム制、カリキュラム制)

- ・ サブスペシャリティ領域がカリキュラム制をとる場合は、連動研修を現状通り認め、地方で一貫した専門研修が行いやすくすべき
- ・ カリキュラム制を選択した地域枠医師については、指導医のいない施設での症例についても一部認めることができるよう検討すること
- ・ サブスペシャリティ領域の研修において、プログラム制は、症例数の多い病院に専攻医が集まり、より地域偏在が進むことにつながることから、原則カリキュラム制に統一するべきではないか
- ・ 地域枠・自治医大卒医師等が、地域勤務とキャリア形成を両立できるようにカリキュラム制の早期整備および研修期間の延長など柔軟な対応を徹底すること
- ・ 出産、育児、介護等のライフイベントにより、休職、離職を選択する以外に、短時間勤務等の多様な働き方においてもカリキュラム制の選択を可能とすること

# 専門医制度整備指針の改訂等に関する都道府県の主な意見

## ○わかりやすさ(国民目線)、情報公開に関すること

- ・ 国民目線からみて、現在の23領域のサブスペシャリティ領域はわかりづらい。特に内科系は領域の重複が大きい。例えば、消化器系の3分野については、サブスペ(2階)として消化器病、3階として肝臓、技術系3階として、消化器内視鏡という区分もあるのではないかと
- ・ 一般社団法人日本専門医機構は専門医制度を開かれた制度とするため、医療機関や専攻医等への情報提供や国民への情報公開を徹底すること
- ・ 新制度開始によって複雑化している事もあり、医師の中でも混乱が生じている現状、医療制度の知識を持たない国民の理解を得ることは不可能であり、関心事でもないと思われる。まずは、しっかりとした医師養成方法の観点から、専門職の中で制度確立の議論を進めるべき

## ○領域や施設の認定等に関すること

- ・ 医師の確保を特に図るべき区域の医師確保に支障が生じないようにサブスペシャリティや連動研修の認定に当たっては慎重な検討を行うこと
- ・ 専門医の責務を明確化し、自浄作用を促すため、専門医の認定後の資格の停止や喪失に係る内容を明記すること
- ・ 地方において専門研修施設が認定されやすく、指導体制が構築しやすい柔軟なシステムを構築するとともに、大都市部の研修プログラムに専門医が集中しないよう、大都市部を中心とした募集定員を大幅に制限するなどの一定の対策を講じていただきたい。
- ・ 医師少数県・少数区域に所在する医療機関が基幹施設又は連携施設となりやすいよう認定基準をより柔軟に運用すべき
- ・ サブスペシャリティ領域の審査及び認定については、若手医師の進路への影響が懸念されることから、なるべく審査から認定を短期間にしていただきたい
- ・ へき地や医師少数区域においては、幅広い診療に対応可能な総合診療医が非常に求められており、総合診療医の応募者を増やすための方策として、キャリアパスを明確にするため、総合診療医の2階部分に相当するサブスペシャリティ領域(家庭医等)を認定していただきたい

## ○研修、その他に関すること

- ・ サブスペシャリティ領域について、連携施設等における研修期間の設定等に当たっては研修期間の延長(又は短縮)など、弾力的に設定すること
- ・ 就業義務のある地域枠医師等のキャリア形成に配慮した研修期間とすること
- ・ サブスペシャリティ領域専門研修によって、地域の医療提供体制確保に影響が生じないよう、大都市圏の研修プログラムへの専攻医の集中を防止するため、シーリングを導入すること
- ・ 日本専門医機構は、新専門医制度の本来の目的である「専門医の質」の改善に関わる評価や、令和2年度開始の研修プログラムにおけるシーリングを含めた本制度の実施による「地域医療への影響」について、主体的に評価すべきである